（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第八条の規定に基づき農林水産大臣が指定する者を定める件の一部改正）

第二条　平成十三年三月二十六日農林水産省告示第四百五十三号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第八条の規定に基づき農林水産大臣が指定する者を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）第十五条の表のバター及びバターオイル並びに脱脂粉乳の項及び調整ホエイの項の農林水産大臣が指定する者は、次に掲げる者とする。	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第八条の表のバター及びバターオイル並びに脱脂粉乳の項及び調整ホエイの項の農林水産大臣が指定する者は、次に掲げる者とする。
一～三　（略）	一～三　（略）

○農林水産省告示第七百二十二号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十八号）第一項第一号の規定に基づき、平成二十年四月一日農林水産省告示第五百三十九号（水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（以下「令」という。）第一項第一号の農林水産大臣が指定する水産動植物 あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さめ、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、たこ、かき、ほたてがい及び海藻類	一　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（以下「令」という。）第一項第一号の農林水産大臣が指定する水産動植物 あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、たこ、かき、ほたてがい及び海藻類
二　（略）	二　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第七百二十三号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十八号）第一項第三号の規定に基づき、平成二十五年四月一日農林水産省告示第八百十二号（水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
水産動植物	都道府県	水産動植物	都道府県
一　うばがい	北海道及び青森県	（新設）	（新設）
二　えい	北海道	（新設）	（新設）
三　えそ	愛媛県及び山口県	一　えそ	愛媛県
四　おきあみ	岩手県及び宮城県	（新設）	（新設）
五　（略）	（略）	二　（略）	（略）

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第三号の農林水産大臣が指定する水産動植物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号の農林水産大臣が指定する都道府県は、同表の上欄に掲げる水産動植物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第三号の農林水産大臣が指定する水産動植物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号の農林水産大臣が指定する都道府県は、同表の上欄に掲げる水産動植物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。